

# 海外子会社等による人権侵害と 法的措置の可能性

——ドイツ法からみた親会社経営者の責任リスクの一側面——

久保寛展

- 一. はじめに——本稿の問題意識および目的
- 二. 人権訴訟 (Human Rights Litigation) の出発点
- 三. 海外子会社における人権侵害リスクとその法的措置の可能性
- 四. ドイツの国内裁判所の国際管轄権と準拠法
- 五. 結びに代えて——ドイツ法の要約

## 一. はじめに——本稿の問題意識および目的

企業活動は、長年にわたる暴力の衝突や極端な文化的・法的相違がみられる国家、さらに国家機関が脆弱な地域にまで及ぶこともあるが、このような国家および地域では、企業は経営者の不適切な行為によって地域住民の人権を侵害する危険を生じさせる可能性がある<sup>1)</sup>。人権侵害には、たとえば独裁政権に住民の「監視」技術を売り込むような場合や<sup>2)</sup> 原材料が児童労働や奴隷労働による搾取によって調達されるような場合<sup>3)</sup> あるいは非人道的な労働

---

1) Saage-Maaß/Leifker, Haftungsrisiken deutscher Unternehmen und ihres Managements für Menschenrechtsverletzungen im Ausland, BB 2015, S. 2499.

2) これについては、[https://www.reporter-ohne-grenzen.de/fileadmin/docs/Stellungnahme\\_Export\\_dt\\_Ueberwachungstechnologie\\_17.04.2013.pdf](https://www.reporter-ohne-grenzen.de/fileadmin/docs/Stellungnahme_Export_dt_Ueberwachungstechnologie_17.04.2013.pdf) (ドイツ語版。2018年8月10日現在)において報告されている。なお、以下で引用する各ホームページのURLも、同様に2018年8月10日現在のものである。

3) Environmental Justice Foundation, The Children Behind our Cotton, 2013. 本レポートについては、<https://ejfoundation.org/reports/the-children-behind-our-cotton> において参照することができる。

条件のもとでアパレル製品を製造させる場合<sup>4)</sup>のように、さまざまな事案が考えられるが(本稿ではこれらの事案を人権侵害と想定する)、グローバルに活動する多国籍企業は必然的に国境を越えて社会に影響を及ぼす存在でもあることからすれば、ますますこのような海外での人権侵害に対するコンプライアンス上の問題を無視できない。近年では企業の人権侵害に対して、企業はどのような取組みが可能なのが議論され、たとえばドイツでは<sup>5)</sup>、親会社は第三国所在の海外子会社による人権侵害リスクもしくはドイツの内国会社<sup>6)</sup>については資本関係のない外国の下請け会社(Zulieferer)等による人権侵害リスクにどのような対応が可能かという形で実務的に問題提起されている。

これに対し、人権侵害の問題につき、欧州では欧州委員会がいわゆる企業の社会的責任(以下、CSRとする)に取り組むことによって、政治的レベルで企業による任意の社会的取組みを超えた判断を行ってきた。たとえば2011年10月25日の「企業の社会的責任(CSR)のための新EU戦略(2011-2014)」ではさらなるCSRの定義が提示され<sup>7)</sup>、これによれば、欧州委員会はCSRを「企業が任意の立場で社会的利益および環境利益を自己の企業活動およびステークホルダーとの相互関係(Wechselbeziehungen)へと一体化させる根拠として用いる概念」として理解している<sup>8)</sup>。この場合の社会的利益には「社

---

4) これについては、[www.cleanclothes.org/about/annual-reports/2013](http://www.cleanclothes.org/about/annual-reports/2013)において参照することができる。

5) ドイツの議論に関して、本稿は主として Saage-Maaß/Leifker, a. a. O. (Fn. 1), S. 2499のほか、Weller/Kaller/Schulz, Haftung deutscher Unternehmen für Menschenrechtsverletzungen im Ausland, AcP 216 (2016), S. 387; Wagner, Haftung für Menschenrechtsverletzungen, RabelsZ 80 (2016), S. 717; Thomale/Hübner, Zivilgerichtliche Durchsetzung völkerrechtlicher Unternehmensverantwortung, JZ 2017, S. 385; Weller/Thomale, Menschenrechtsklagen gegen deutsche Unternehmen, ZGR 2017, S. 509によっている。

6) 以下では、資本参加関係の有無の観点から親会社と内国会社との間で括弧書きによって区別し、またこれに対応して子会社と下請け会社も同様に括弧書きで区別して表記している場合がある。

7) Mitteilung der Kommission an das Europäische Parlament, den Rat, den Europäischen Wirtschafts- und Sozialausschuss und den Ausschuss der Regionen – Eine neue EU-Strategie (2011-14) für die soziale Verantwortung der Unternehmen (CSR), KOM (2011) 681 endgültig.

8) Mitteilung der Kommission, a. a. O. (Fn. 7), S. 4. なお、この定義は欧州委員会の緑書(Grünbuch:

会に及ぼす影響」の全部が含まれることから、企業がCSRに取り組む場合には人権侵害も問題になる余地があることが認められ、この意味において多国籍企業の経営者はますます人権侵害に対するコンプライアンスを意識づけられることになった。

他方、ドイツの学説も企業に対する社会的および環境保全的な責任問題に取り組まなかったわけではなく、むしろこれまで当該問題を勧告してきた経緯がある。もともと海外でのCSRおよび人権侵害に対する責任の展開はこれまで国内の刑事法や民事法に定着せず、それほど注目されるものでもなかったとはいえ、たとえばイギリス法では、イギリスに主たる所在地がある海外子会社に資本参加した企業は、海外の被害者に対して人権侵害に基づく不法行為責任を負うという法実務が確立され<sup>9)</sup>、拷問または（食料を求める権利等の）生活基盤を破壊するような人権侵害は重大な人身傷害または所有権犯罪（Eigentumsdelikte）であると理解されてきた<sup>10)</sup>。そこで、ドイツ企業の場合にも、イギリス法と同様に理解されうるのかが議論されたのである。

しかし近年、なぜこのような企業の人権侵害がドイツで注目されるようになったのか。そのきっかけとなったのが、衣料品専門店のディスカウント業者であるKiK社（お客様は神様〔Kunde ist König〕の頭文字）に発生した事件<sup>11)</sup>である。本件訴訟の背景には、2012年9月11日に生じたKiK社のカ

---

Europäische Rahmenbedingungen für die soziale Verantwortung der Unternehmen, KOM (2001) 366 endgültig) に依拠している。

9) Saage-Maaß/Leifker, a. a. O. (Fn. 1), S. 2500.

10) イギリスでは、さらに現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）が制定され、本法54条において、対象企業は、自社の事業およびサプライチェーンにおいて（隷属状態および強制労働を含む広い概念の）奴隷労働ならびに人身取引が発生しないことを確保するために前会計年度中にとった措置について報告（情報開示）を行うことも義務づけられている（これについては、蔵元左近「『責任あるサプライチェーン』に関する各国の法令の最近の動向（上）—英国『現代の奴隷制法2015』（Modern Slavery Act 2015）の内容および実務上の留意点を中心に」NBL1073号76頁（2016）等を参照）。

11) LG Dortmund, 29.08.2016 – 7 O 95/15. 本件については、たとえばThomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 386 f.のほか、Legal Tribune Online, Klage gegen KiK in Deutschland, 16.03.2015 ([http://www.lto.de/persistent/a\\_id/14954/](http://www.lto.de/persistent/a_id/14954/)) ならびにKaleck/Saage-Maaß, Unternehmen vor Gericht – Globale Kämpfe für Menschenrechte, 2016, S. 99 ff. 等を参照。

ラチ（パキスタン）の下請け会社であるアリ・エンタープライズ社（以下、アリ社）の繊維工場での大火災があった。すなわち、この工場火災では250名以上が死亡し、47名が負傷したといわれるが、工場では多数の子どもも従事したという事実が存在したのである。工場には緊急用出口がなく、窓には鉄格子がはめられ、スプリンクラーのような防火道具も設置されていなかった。このことから、生存者の原告ならびに犠牲者の遺族が KiK 社に対し、たしかに KiK 社自ら工場を運営した事実も資本参加関係もなかったとはいえ、「アリ社によって製造された衣料品の主要なバイヤーとして […] アリ社の営業政策や製造方法に重大な影響を及ぼすことができた」旨を主張し、損害賠償を求めたのである<sup>12)</sup>。この場合に改めてドイツの内国会社（KiK 社）が下請け会社（アリ社）による人権侵害に責任を負うのかどうかの問題になったが、一般的に企業結合関係においてコンツェルン上位会社としての親会社が法的責任を負うことに成功した例は、従来ほとんど存在しないのが実状であった<sup>13)</sup>。

さらに、他の EU 構成国に目を向ければ、たとえばスイスでは現在のスイス連邦憲法改正草案101a 条 1 項において<sup>14)</sup>、各連邦は経済界による人権および環境の尊重の強化について措置を講じることが定められるほか、さらに同条 2 項 a ないし c でも、企業に対して海外においても国際的に承認された人権および国際環境基準を尊重および配慮することが要求されている<sup>15)</sup>。ここには、下請け会社のようなスイスの企業によって管理される企業も含まれる

---

12) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 386.

13) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 388.

14) この改正草案については、<https://www.bk.admin.ch/ch/d/pore/vi/vis462t.html> において参照することができる。

15) すなわち、スイス連邦憲法101a 条 2 項 a では、「企業は外国においても国際的に承認された人権ならびに国際環境基準を尊重しなければならない。企業は、自己が支配する企業によっても国際的に承認された人権および国際環境基準が尊重されることに配慮しなければならない。ある企業が他の企業を支配するかどうかは、実際の諸事情によって定まる。支配は、事実上、経済的権力の行使によっても行われうる」旨が定められる。この場合の「他の企業」には、後述のように下請け会社（Zulieferer）も含まれる。

だけでなく、企業は当該人権および環境基準の侵害を予防する適切な措置を講じる義務を負わされることから、経営上の業務の遂行において自己が支配する企業によって人権および環境基準が侵害されれば、これによって発生した損害に対して賠償責任を負うものとされる。いまだ草案段階ではあるとはいえ、人権侵害に対する法的責任が明確化される点では非常に注目される立法であろう。この立法化に向けたスイスの動きの背景には、市民運動型の「親会社責任追及キャンペーン (Konzernverantwortungsinitiative)」<sup>16)</sup>も寄与していたとされる。さらに、フランスでは2017年2月21日にすでに、結合企業の親会社に対しても、下請け会社のような大口委託者に対しても、海外における活動に際して人権を遵守する義務を負わせる法律<sup>17)</sup>が成立したことから、フランスの企業によって人権が侵害された場合、当該企業は被害者への直接的な不法行為責任を負うおそれが生じることになった(フランス商法225-102-5条の新条文)。

このようなドイツ等の欧州の動向は、法的観点からわが国でもまったく無視できるものではない<sup>18)</sup>。なぜなら、わが国の多国籍企業も海外での経済活

---

16) このキャンペーンの背景等については、<http://konzern-initiative.ch>において参照することができる。さらに、Askin, Konzernmacht und Verantwortung für Menschenrechte und Umwelt: Neue Wege in der Schweiz (<https://verfassungsblog.de/konzernmacht-und-verantwortung-fuer-menschenrechte-und-umwelt-neue-wege-in-der-schweiz/>)も参照。

17) Loi no 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre. 本法については、<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/3/27/2017-399/jo/texte>において参照することができる。

18) 実際、実務においても議論される(武藤佳昭=吉田武史「日本企業にとっての人権侵害リスクとその対応策」監査役686号26頁(2018)、梅津英明「ビジネスと人権の観点から日本企業に求められる対応—英国現代奴隷法の内容も踏まえて」会計・監査ジャーナル736号72頁(2016)、山田美和「『国連指導原則』をめぐる世界的な動向」ビジネス法務16巻6号57頁(2016)、牛島慶一「日本企業に求められる人権デュー・ディリジェンスと情報開示」ビジネス法務16巻6号62頁(2016)、高橋大祐「事例からみる人権デュー・ディリジェンスの実践」ビジネス法務16巻6号68頁(2016)等を参照)。

なお、わが国でも環境や人権への取り組みを評価する「ESG投資」を踏まえた原材料の調達食品や日用品メーカーに広がってきているとの報道がある(日本経済新聞2018年3月29日夕刊1面)。これによれば、たとえばANAホールディングスでは、食品生産者の情報をデータ化する米NPOの仕組みを使い、チーズやサーモンなど機内食の食材調達先150社の調査を始めたこととされ、児童労働の有無や水産資源保護に対する取り組みなど、生産者が認証を取得しているかをデータ

動は当然の動きであることからすれば、このような海外での人権侵害の問題は将来的にわが国の経営者にも潜在的に新たな責任リスクを発生させる可能性を付与するからである。すなわち、海外子会社の従業員等が人権侵害を含む不祥事を犯したような場合、とりわけ企業集団全体のブランド力が毀損され、多大な信頼の失墜につながるおそれがあるが<sup>19)</sup>、その不祥事を生じさせた原因である企業集団の内部統制システムの不備が親会社自身に認められるとすれば<sup>20)</sup>、可能性として親会社取締役がその職務につき被害者から日本法に基づく任務懈怠責任(会社法423条1項、429条1項)を問われることを否定できないのである<sup>21)</sup>。そうであれば、少なくとも海外にグループ会社を有する企業について、当該グループの親会社取締役は人権の尊重および人権侵害防止のための人権リスク管理体制構築義務を負うものと解され<sup>22)</sup>、欧州と

---

ベースから評価して、取得状況を食材ごとに管理しているという。

- 19) 高橋均「グローバル企業と企業集団の内部統制システム」国際商事法務43巻6号869頁(2015)。
- 20) なお、高橋均『グループ会社リスク管理の法務〔第三版〕』(中央経済社・2018)107頁以下によれば、内部統制システムによるリスク管理の具体的な方策に関して、総括として①海外子会社内部統制説明会の設置、②親会社主幹部門長・海外グループ会社経営者の責任の明確化、③現地法人管理要員の活用、④現地の外部専門家との連携強化、⑤海外子会社の独立性と親会社への縦続性の問題への対処、⑥海外子会社現地役職員に対する教育、⑦海外子会社からの情報伝達ルート の確立、を掲げる。
- 21) たとえば高橋・前掲注(19)867頁および同・前掲書注(20)105頁。この場合、外国会社については、日本法に基づき設立された「会社」が当該外国会社の経営を支配しておれば会社法上の「子会社」になり得るので(会社法施行規則3条1項・2条3項2号。江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣・2017)9頁)、わが国の会社法で規定される企業集団の内部統制システム(会社法362条5項・4項6号、会社法施行規則100条等)には、海外子会社もその対象範囲に含まれる。なお、海外子会社の管理責任の観点から、田澤元章「海外子会社の管理と親会社役員の権限・責任」国際商事法務42巻11号1730頁(2014)のほか、さらに井原宏「法人格否認の法理に基づく親会社の責任」国際商事法務42巻2号312頁(2014)および同「海外子会社の不法行為に対する親会社の責任」国際商事法務42巻3号478頁(2014)(両論文とも、井原宏=河村寛治〔編〕『グローバルビジネスロー基礎研修1(企業法編)』(レクシスネクシスジャパン・2015)284頁以下、294頁以下に所収)、持田大輔「海外子会社の管理に関する留意点」国際商事法務43巻1号70頁(2015)等も参照。
- 22) もちろん、すでにホームページ等において人権への取り組みについて表明する企業が多いのも事実である。たとえばANAの場合は、ANAグループ人権方針が表明されており(<https://www.ana.co.jp/group/csr/effort/pdf/humanrights.pdf>)、またYAMAHAの場合も、人権の尊重に関して基本的な考え方が表明されている([https://www.yamaha.com/ja/csr/human\\_rights\\_and\\_labor\\_](https://www.yamaha.com/ja/csr/human_rights_and_labor_)

同様にわが国でも海外子会社等による人権侵害は防止されるべきとの結論にいたるのは自明であろう。今後は企業の人権侵害問題に関して、わが国でも同様の議論が生じることが予想されることから、本稿は当該問題に関連して多国籍企業である親会社経営者に対する法的責任の追及につき、ドイツ法の議論を紹介・検討することで、わが国への参考に供することを目的とするものである。

## 二. 人権訴訟 (Human Rights Litigation) の出発点

### 1. 1789年の外国人不法行為法 (Alien Tort Statute)<sup>23)</sup>

人権侵害に対する訴訟自体はもともと米国にその起源があり<sup>24)</sup>、1789年のいわゆる外国人不法行為法にまでさかのぼることができる。本法は国家管轄権の行使に基づく履行確保の制度として注目され、同法に基づき、米国の国内裁判所が、たとえば戦争犯罪や人道に対する罪のような人類の敵と称される慣習国際法違反に対して外国人によって提起された訴訟の管轄権を行使す

---

practices/human\_rights/)。両社とも、主として以下で紹介する国連のビジネスと人権に関する指導原則 (ラギー原則) に依拠し、後者のYAMAHAの場合は「コンプライアンス行動規準」において基本的人権の尊重、差別の禁止、強制労働・児童労働の禁止などを定める (一例として強制労働・児童労働の禁止につき、同行動規準3-7では、「『ヤマハ』は、あらゆる形態の強制労働及び就業の最低年齢に満たない児童を就労させることを禁止します。また、これらの排除・廃絶に向けた国際的な取り組みを支持し、その実現に努めます」と定める)。

23) 28 U.S.C. § 1350. 本法は、「地方裁判所が、国際法またはアメリカ合衆国の条約に違反して行われた不法行為に対してのみ、外国人の民事訴訟の第一次裁判権を有する」旨を定める。なお、本法を検討する国際法の邦語文献として、たとえばケント・アンダーソン「国際法違反の不法行為に対する米国連邦裁判所の管轄権—『外国人不法行為請求権法』を中心として」国際法外交雑誌101巻1号39頁、とくに42頁以下 (2002) ならびに森田章夫「外国人不法行為法の法的問題点—国際法上の観点からする分析」ジュリスト1299号43頁 (2005)、水島朋則「米国の外国人不法行為法の領域外適用について—キオobel事件連邦最高裁判決を素材として」村瀬信也先生古稀記念『国際法学の諸相—到達点と展望』(信山社・2015) 227頁、種村佑介「国際法違反の不法行為と国際私法」国際法外交雑誌115巻1号48頁以下 (2016) 等があるので、具体的な内容はこれらの文献にゆずる。

24) そのため、米国は「人権の番犬 (Human Rights Watchdog)」と評された。

るものである<sup>25)</sup>。もっとも、本法は1789年の制定とはいえ、本法の適用が実務的に活発化し注目されたのは、むしろニューヨーク州控訴裁判所によって取り上げられた1980年代以降のことであり<sup>26)</sup>、当時、米国の裁判所では人権侵害に関して世界中の企業が訴求されたといわれる<sup>27)</sup>。その展開は2013年まで継続して行われたが、2013年で終結にいたったのは、キオベル対ロイヤル・ダッチ石油事件<sup>28)</sup>等において外国人不法行為法の適用の領土的範囲と管轄の効果につき、米国の最高裁判所によって制限的に解釈されたからである<sup>29)</sup>。すなわち、米国の国外で発生した具体的事実については、外国人不法行為法は適用されないことが本件によって確認されたのである。この背景から前述の KIK 社事件をはじめ、問題になる人権訴訟の舞台は米国よりもむしろ欧州へと移された<sup>30)</sup>。

---

25) 稲角光恵「人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任」法政論集（名古屋大学）245号576頁（2012）。

26) すなわち、フィラルティガ事件（Filártiga v. Peña Irala, 630 F. 2d 876 (2d Cir. 1984)）以降、外国人による請求・出訴の根拠として、極めて頻繁に援用されるようになった（森田・前掲注（23）43頁）。フィラルティガ事件については、たとえば松井芳郎〔編集代表〕『判例国際法〔第2版〕』（岩沢雄司）（東信堂・2006）307頁、杉原高嶺＝酒井啓亘〔編〕『国際法基本判例50』（水島朋則）（三省堂・2010）10頁等を参照。

27) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 512.

28) Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co, 133 S. Ct. 1659 (2013). 本件は、キオベル（ナイジェリア人）等がナイジェリアにおける石油開発事業に基づく環境破壊への抗議運動を行った結果、キオベル等の居住地域がナイジェリアの軍隊や警察から襲撃され、拷問等の暴行も受けたことから、オランダ法人のロイヤル・ダッチ石油等によるナイジェリア政府への教唆・幫助に基づく国際法違反を根拠として、米国において外国人不法行為法に依拠して民事訴訟を提起したものである。キオベル事件については、水島・前掲注（23）231頁以下のほか、小沼史彦「外国人不法行為法と域外適用否定の推定則—Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 133 S. Ct. 1659 (2013)」比較法学（早稲田大学）47巻3号336頁（2014）、高杉直「人権侵害等を理由とする企業責任の追及：米国の外国人不法行為請求権法」国際商事法務43巻3号403頁（2015）等を参照。なお、松井智予「国際的な対企業人権侵害訴訟の動向について」落合誠一先生古稀記念『商手法の新しい礎石』（有斐閣・2014）48頁以下では、本件に関して詳細な分析がなされている。

29) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 512.

30) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 512.

## 2. 国際的に承認された人権秩序——国際法上の原則的基準

企業の人権侵害は、必ずしもある者の健康状態（Wohlbefinden）に対する侵害だけを意味するのではなく、実際には奴隷的または非人道的な労働条件のように国際的に承認された人権秩序への明確な違反も含む<sup>31)</sup>。そのため、しばしば人権秩序違反に関して国際的に承認された国際法上の根拠が問題になるが、一般的にその根拠としてあげられるのが次に掲げる条約または規約である。すなわち、①1948年採択の世界人権宣言（UN-Menschenrechtscharta）<sup>32)</sup>、①の内容を実質的に条約化する形で採択された国際人権規約として、②1966年採択の市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約〔UN-Zivilpakt〕）、③同年採択の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約〔UN-Sozialpakt〕）、最後に④1989年採択の児童の権利条約（UN-Kinderrechtskonvention〔本条約ではとくに児童の経済的搾取の禁止を定める32条〕）、である。もっともこのような国際法に違反する人権侵害に対して、そもそも私人である企業が国際法上の責任を負うのかという根本的な問題があり（国際法における私人の主体性の問題）、国際法の学説でも企業の国際法上の責任が議論される<sup>33)</sup>。もともと国際法では国家が主要な主体であるとされてきた経緯から<sup>34)</sup>、このような伝統的理解に立脚すれば、私人である企

31) 実際には KIK 社の場合のように、奴隷制のような労働条件または人間にふさわしくない労働条件が取り上げられよう。

32) 世界人権宣言は国際法上の拘束力を有する法源ではないが、重要な地位を占めるものである（たとえば杉原高嶺『国際法学講義〔第2版〕』（有斐閣・2013）470頁、芹田健太郎『国際人権法』（信山社・2018）305頁。以下、世界人権宣言の条文訳については、奥脇直也＝小寺彰〔編集代表〕『国際条約集〔2018年度版〕』（有斐閣・2018）282頁を参照した）。もっともドイツでは、世界人権宣言に定められた人権の一部は、②の自由権規約や③の社会権規約において拘束力を伴って施行されている。

33) たとえば稲角・前掲注（25）561頁、とくに564頁以下を参照。

34) 杉原・前掲注（32）40頁。もっとも、核施設運営者に核事故に対する責任を負わせる核エネルギー分野における第三者責任に関するパリ条約や油汚染被害の民事責任に関する国際条約等のように、国際法上企業に直接適用される条約がまったく存在しないわけではない。しかし、直接的に企業を規制する条文を含む条約は極めて例外的であるのが現状である（稲角・前掲注（25）565-566頁）。

業の国際法上の責任にはおのずと限界があるように思われる<sup>35)</sup>。

しかしながら、たとえば①の世界人権宣言ではその前文において、単に公権力の主体だけではなく、「社会の全ての個人および全ての機関」も指向されていることからすれば<sup>36)</sup>、今日では私企業の国際人権上の積極的主体性だけでなく、人権という客観的価値秩序への私企業の拘束を意味する消極的主体性についても国際的なコンセンサスがあることが指摘される<sup>37)</sup>。もしそうであれば、むしろ重要なのは人権そのものの正当性 (Legitimität) ではなく、人権保障の構造上の曖昧さではないかとの疑問も生じうる<sup>38)</sup>。たとえば発展途上国での商品の製造に関連して、多国籍企業の取締役会決議によってドイツまたは欧州の労働法とは相違する当該発展途上国の低い労働基準を遵守することが決定されるような場合、この決定自体にどの程度の影響力が存在するのであろうか。この場合には労働者保護の側面よりも、むしろ当該企業に労働条件最適化の任務 (Optimierungsaufgabe) を発生させるものと解され、したがって、多国籍企業は労働条件最適化への対応のために明確化すべき任務を有することになる<sup>39)</sup>。

すなわち、世界人権宣言では「全ての者は、生命、自由および身体の安全に対する権利を有する」ことが定められるが (同宣言3条)、労働の場の安全のために当該権利から正確に推論されるものは何か、さらに奴隷および苦役の禁止についても定められるが (同宣言4条)、労働時間および賃金に関

35) 稲角・前掲注 (25) 563頁参照。なお、これまで個人の法主体性に関して大多数の論者が個人の法主体性を認める見解をとっているが、これを認める範囲と基準については相当な隔たりがみられ、この問題に関して国際法の学説上大きく実体法基準説と国際的手続説の対立がみられた (杉原・前掲注 (32) 42頁以下)。もっとも、本稿ではこの問題に深く立ち入らない。

36) 世界人権宣言の前文を参照。すなわち、「全ての人民と全ての国民とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を交付する。それは、『社会の全ての個人および全ての機関』が、この宣言を常に念頭におきながら、指導及び教育によって、これらの権利と自由の尊重を促進させ、ならびに、加盟国自身の住民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の住民の間にも、それらの普遍的かつ効果的な承認と適用を、国内的および国際的な漸進的措置によって確保するよう努力するためである (『』の強調は筆者による)。」

37) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 386.

38) Vgl. Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 386.

39) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 387.

して当該禁止から推論されるものは何かにつき、企業はこれを明確化する必要があるのである。このことは、国際人権問題の場合、たとえば欧州人権条約に係る欧州人権裁判所やドイツの連邦憲法裁判所のような機関が、世界人権宣言の抽象的な規定を実質化させる拘束力を持った解釈を行うことができないことに起因するところが大きい<sup>40)</sup>。

### 3. ソフトローの規制枠組みによる国際条約・規約の具体化

さらに、前述のハードローとしての国際条約または規約がソフトローの規制枠組みによって具体化されることもある。ソフトローの例として、たとえば① OECD 多国籍企業行動指針（2011年改訂版。以下、OECD 行動指針とする）<sup>41)</sup> や②国連人権理事会による2011年のビジネスと人権に関する指導原則（Leitprinzipien für Wirtschaft und Menschenrechte [以下、ラギー原則とする]）<sup>42)</sup>、③労働条件に係る最低基準を定める国際労働機関（ILO）のルール<sup>43)</sup> 等があげられる。しかしこれらの規制枠組み自体も、国際法上法的拘束力を有するものではない。もっとも、ここでの人権自体が国際的に規範化されたコンセンサスの現れであることは明白であり<sup>44)</sup>、そのように解されるのであれば、この現れは国際慣習の生成とその拘束力の承認（国際慣習法）としての意義を有するものと解する余地がある<sup>45)</sup>。

---

40) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 387. これは、このような機関が多様な解釈を行うことで基本権が弱体化するという問題が生じるからである。

41) OECD 行動指針（2011年改訂版仮訳）については、外務省のホームページにおいて参照することができる（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>）。

42) ラギー原則の仮訳については、外務省のホームページにおいて参照することができる（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page22\\_001608.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html)）。なお、以下、コメントリーの部分については国際連合広報センターのホームページ（[http://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)）を参照した。

43) いわゆる1998年6月18日の労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work）である。

44) ドイツではすでに行動計画が策定されている（Bundesregierung, Nationaler Aktionsplan – Umsetzung der VN-Leitprinzipien für Wirtschaft und Menschenrechte v. 21.12.2016）。

45) Vgl. Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 514.

たとえば OECD 行動指針では、企業に対して人権に期待される行動が具体化され、かつ幅広い公衆への当該行動の広範な透明性確保が要求される。このことは、ある国家の法または法政策が人権擁護に合致しなくても、企業の側で可能な限り人権擁護に合致する措置を講じることを意味するものであり、企業に対して将来を見越した活動についても要請される性質のものである<sup>46)</sup>。とくに労働条件の内容形成に関して、OECD 行動指針 V の 4 では「(a) 受入国の類似の使用者が遵守している雇用及び労使関係の基準よりも低くない基準を遵守する。(b) 多国籍企業が発展途上国で事業活動を行う際、比較可能な使用者が存在していないような場合は、政府の政策の枠内で、できる限りよい賃金、給付及び労働条件を提供する。これらは当該企業の経済的地位に関係することであるが、少なくとも、労働者及びその家族の基本的ニーズを充足するのに十分なものであるべきである。(c) 事業活動において、職業上の健康及び安全を確保するため、適切な措置を実施する」旨が規定される。その結果、ある国家の法が労働の安全に関して規定を定めないか、または定めたとしても不十分である場合には、OECD 行動指針によって労働の安全に係る国家の機能不全の部分が調整され、かつ企業に対して労働の安全水準の向上が要請される<sup>47)</sup>。

他方、ラギー原則も、国際法上法的拘束力のない国家への義務づけを定めるものであっても、裁判の対象として多国籍企業による人権侵害に対処することに寄与するものである。ラギー原則第26号は、国家による司法手続として「国家は、ビジネス関連の人権侵害に対処する際、国内の司法手続の実効性を確保するため、救済へのアクセス拒否につながり得る法的、実務的及びその他関連する障壁を減らす方法を検討するなど適切な措置をとるべきである」と定めるが、この規定が実質的にビジネス関連の人権侵害への救済に役立つものと指摘されている<sup>48)</sup>。なお、この場合の法的障壁は「(1)国内の刑事

---

46) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 387.

47) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 387.

48) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 387.

法及び民事法で、法的責任を企業グループのメンバー間で振り分ける方法により、しかるべき責任の回避を容易にさせる場合、(2)当該申し立ての本案に関わりなく、申立人が企業の受入国において裁判拒否に会い、本国の裁判所にもアクセスできない場合、(3)先住民族及び移民など特定の集団が広く市民に適用されるのと同レベルの人権の法的保護から除外される場合」に生じるとされる。

このような OECD 行動指針やラギー原則は、一般的な人権擁護を欠く場合における規範的強化 (normative Verdichtung) の役割を果たす。もっとも、これら両者は法的拘束力を有するものではなく、いわゆるソフトローとしてインセンティブを付与するものあるいは手引き (Handreichung) として認められるにすぎないので<sup>49)</sup>、この法的拘束力の欠如はむしろ欠陥であるとして認識されてきた。そのため、さしあたり、国際的な企業家精神 (Unternehmertum) に基づく実的な法的枠組みを作り出す一方、国際法がその実効性を確保するには、国際法の法的枠組みの国内法化とその施行に頼らざるをえない側面があったことは事実である<sup>50)</sup>。しかしたとえそうであっても、2015年7月開催の「人権に関する多国籍企業および他の事業会社の自由政府間ワーキング・グループ (open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights)」のように、前述の欠陥としての認識に依拠した法的拘束力を有する条約の策定作業に向けた人権理事会の不断の努力は、当然の動きとして評価されるものである。

---

49) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 387.

50) Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 387.

### 三. 海外子会社における人権侵害リスクとその法的措置の可能性

#### 1. 海外子会社における人権侵害リスク

しかし前述のように、多国籍企業に対して国際法に基づく人権擁護に合致する措置が要求されるといっても、その法的拘束力の欠如から私人である企業の国際法上の責任には限界があろう。しかも、ドイツのKiK社の事件から明らかなように、多国籍企業による人権侵害リスクが最も具体化するの海外であって、海外子会社（または下請け会社）を通じて人権侵害が生じることも多い。そうであれば、多国籍企業による人権侵害の場合、そもそもどのような形態が考えられるのかが、まず検討されるべき基本的課題として顕在化する<sup>51)</sup>。この問題につき、ドイツの学説では次に掲げる二つの事案が考慮される。

#### (1) 海外子会社(下請け会社)による労働基準違反に基づく人権侵害リスク

第一に、欧州に主たる所在地がある親会社（内国会社）の海外子会社（下請け会社）が基本的な労働安全基準を無視する場合である。この場合、親会社または海外子会社（内国会社または下請け会社）が海外での基本的労働安全基準に違反している事実について知っているか、または知らなかったことが軽率であったにもかかわらず、海外子会社（下請け会社）での職場における労働安全基準の遵守を懈怠する場合が想定される。この懈怠は、前述のKiK社（内国会社）の事件をはじめ、以下に掲げるイギリスのチャンドラー対ケープ社事件においても親会社の責任が問われることになった。

すなわち、KiK社の事件では、パキスタンの下請け会社の繊維工場での大火災に基づく被害者とその遺族がドイツのKiK社に対して損害賠償を請求したが、当該請求の根拠としては、KiK社が下請け会社の繊維工場で製造さ

51) Saage-Maaß/Leifker, a. a. O. (Fn. 1), S. 2500.

れたアパレル製品のほぼ100%を買い取っていた事実および下請け会社の従業員への注意義務に違反した事実が掲げられた。この場合の KiK 社の注意義務の根拠は下請け会社における火災に対する基本的な労働安全基準の遵守および監督にあり、KiK 社に対してこの注意義務違反に基づく責任が問われたのである（なお、本件は最終的に和解によって結審した）。

さらにチャンドラー対ケープ社事件<sup>52)</sup>では、イギリスの親会社が南アフリカにある（その後に解散した）海外子会社の元従業員によって損害賠償を請求されたが、一定の状況のもとでは、責任の引受け（assumption of responsibility）によって当該子会社の従業員に対する親会社の不法行為責任が生じうることが確定された。本件は、もともと海外子会社である鉱山会社の従業員がアスベストによる肺病に罹患したことでイギリスの親会社に責任を求めたものであるが、①親会社が海外子会社での労働安全対策上の措置を講じなかった結果として従業員が肺病に罹患したこと、②親会社が海外子会社に対して一定の支配権（Kontrolle）およびアスベスト製品への対策に関して卓越した知識を有していたこと、さらに③親会社ではアスベストによる健康侵害について研究する医療コンサルタントが特別に雇用されていたこと、という三つの事実を基礎に、親会社は海外子会社の従業員に対する注意義務を負い、その結果、海外子会社の従業員への健康安全・維持に係る注意義務に違反したことをもって、当該親会社の責任を肯定した。つまり、親会社は、企業グループ全体に従事する従業員の労働安全と健康に対して責任を引き受けたと判断されたのである<sup>53)</sup>。

これら両事件の判決につき、学説では、国際的に活動する企業グループにおける親会社の責任強化に向けた重要な判断として評価されている。

---

52) Chandler v. Cape Plc [2012] EWCA Civ 525 (25 April 2012). なお、井原・前掲注(21) 国際商事法務42巻3号478頁以下も参照。

53) Chandler v. Cape Plc [2012] EWCA Civ 525, para. 78 ff.

## (2) 海外子会社の従業員に関する人権侵害リスク

さらに、①海外子会社の従業員が第三者から人権侵害を被る場合と、②海外子会社の従業員が人権侵害に加担する場合が考えられる。①については、たとえば海外子会社が国家基盤の脆弱な第三国または紛争地帯で事業活動を行う場合において、当該子会社の従業員が第三国または軍事関係者から人権侵害を受ける場合が想定される。たとえば内戦下にあったコロンビアにあるネスレ子会社（シコラック社〔Cicolac〕）において、2005年9月に誹謗中傷によって労使間の緊張関係がきわめて悪化していた状況下で発生した事件であるが<sup>54)</sup>、本件では食品労働組合の組合員であり、かつ人権活動家兼反政府勢力の準戦闘員でもあったルチアノ・ロメロ氏の殺害に対し、コロンビア政府だけでなく、同氏への相当な保護措置を講じなかったネスレ社の経営者に対しても責任が問われた。ネスレ社の主たる所在地はスイスにあり、同社の経営者は当該事実関係について情報を提供されていたとはいえ、経営者は当該事実関係に積極的に介入する必要性を感じていなかったとされる。殺害されたロメロ氏の妻がスイスの司法当局に対してネスレ本社を訴えたが、最終的にすべての訴えは棄却された。

これに対して、②については、たとえばイギリスの鉱業会社であるモンテリコ・メタルズ社（Monterrico Metals）のペルー支社の従業員が地元の警察当局と一緒にリオ・ブランコ鉱山の経営に抗議した現地の村民に対抗措置をとった事件が想定される<sup>55)</sup>。本件では、メタルズ社の経営者が事件に介入することはなかったが、従業員等の対抗措置として村民のうち28名が数日にわたって坑道に閉じ込められ、拷問されかつ性的虐待が行われた。人権侵害の最も明白な事案として解されている。

54) 本件については、欧州憲法・人権センター（European Center for Constitutional and Human Rights; ECCHR）のホームページにおいて参照することができる（Der Fall Nestlé: Die Ermordung des Nestlé-Arbeiters Romero in Kolumbien, <https://www.ecchr.eu/fall/die-ermordung-des-nestle-arbeiters-romero-in-kolumbien/>）。

55) 本件については、人権 NPO（ロンドン）のビジネス・人権資料センター（Business & Human Rights Resource Centre; ECCHR）のホームページにおいて参照することができる（<https://www.business-humanrights.org/en/monterrico-metals-lawsuit-re-peru-0>）。

## 2. 人権侵害に対する法的措置に係る問題点

このような海外子会社（下請け会社）での明白な人権侵害問題の核心は、親会社（内国会社）がたとえば住民等の第三者への人権侵害を生じさせる海外子会社（内国会社）の従業員の行動の抑止のために、どのような法的責任を負うかということである。もし親会社（内国会社）が法的責任を負うのであれば、このことは、親会社（内国会社）が従業員の一定の行動を抑止し、場合によっては当該行動に介入するため、どのような法的義務を親会社（内国会社）に負わせるのが妥当かという問題にもつながる。つまり、親会社（内国会社）が一定の行動をとらなかったこと（不作為）が非難可能な法的義務違反として評価できるのであれば、そのための法的義務の基準を付与するものは何か問題になるのである。この基準を付与するものとして、第一に前述した OECD 行動指針やラギー原則のような既存の国際的ソフトロー規範が考えられるが、前述のようにこれらに法的拘束力があるわけではない。そうであれば、次の問題として、民事法一般として法的義務の基準を付与するさらなる規範が存在するのかが考慮されなければならない。もし存在するとすれば、ドイツ企業が海外で経済活動を行うに際して、親会社の地位あるいは下請け会社の大口注文者としての地位に基づき法的義務に違反して人権侵害を犯した場合、結果として「母国で（zu Hause）」損害賠償請求を受ける可能性が存在することになる。そのためには、どのようなモデルを想定できるのだろうか。

## 3. 人権秩序の遵守のための私法モデル

ドイツの学説上、そのモデルとして考慮されているのが私法上の一面的モデルと二面的モデルである。ここでの一面的モデルとは、親会社（内国会社）に対して債務者の地位が付与されるが、被害者には債権者としての地位は付与されず、請求権者はむしろ最終顧客、株主または投資家である場合が想定される。それゆえ、このモデルでは、実際に人権侵害を受けた者の保護

(主観的人権の保護) にとって不十分であると解されるが、その反面、親会社(内国会社)に対して間接的に人権秩序を遵守するためのインセンティブが付与される利点もある。この場合には、①人権マーケティング(Menschenrechtsmarketing)、②非財務情報宣言のなかの人権宣言(Menschenrechtsdeklaration) および③人権コンプライアンス(Menschenrechts-Compliance) という三つの概念が取り上げられる。

これに対して、二面的モデルとは、親会社(内国会社)に債務者の地位が付与されるのに対し、被害者には債権者としての地位が付与され、したがって、賠償請求権が被害者に直接付与される場合が想定される。この場合には、①不法行為に基づく法人格否認責任(Deliktsdurchgriffshaftung) と、②不法行為に基づく組織構築責任(Deliktsorganisationshaftung) の二つが考慮されるが、この二面的モデルでは、被害者の視点からみて主観的人権の保護が実現される可能性が高いことに鑑み、一面的モデルよりも優先されるべきであると評価される。以下では、一面的モデルと二面的モデルの双方の法的義務に係る基準の可能性を順に論じることにしよう。

## (1) 人権マーケティング

一面的モデルのいわゆる人権マーケティングとして想定されているのは、製造された商品の最終顧客が売買における瑕疵担保責任(ドイツ民法437条<sup>56)</sup>)を追及することで親会社(内国会社)に間接的に圧力を加える場合で

---

56) ドイツ民法437条は、次のように規定する(なお、条文に関しては、ライポルト=円谷峻 [訳] 『ドイツ民法総論—設例・設問を通じて学ぶ [第2版]』(成文堂・2015) 574頁を参照した。以下、ドイツ民法の条文を引用する場合も同様である。なお、以下においてドイツ民法を引用する場合、「ド民」と略する場合がある)。すなわち、「物に瑕疵があるときは、買主は、以下の規定の諸要件が存在し、かつ別の定めがない限り、次の権利を有する。

- 1 第439条(追完 [Nacherfüllung])により追完を請求すること、
- 2 第440条(解除および損害賠償に係る特別規定)、第323条(給付が履行されなかったかまたは契約に基づき履行されなかったことに基づく解除)および第326条(給付義務の排除の場合における反対給付の免除および解除) 5項により契約を解除すること、または第441条(代金減額)により代金を減額すること、および、
- 3 第440条(解除および損害賠償に係る特別規定)、第280条(義務違反に基づく損害賠償)、第

ある。ここでは、(たとえば販売用パンフレットでの) 公的表明 (öffentliche Äußerung) のなかで製造に際して人権の遵守に注意を払ったかまたは一定の高度な環境基準を遵守したことに關して、製造者または売主によって不適切に宣伝されたことを前提とする (ド民434条1項3文参照<sup>57)</sup>)。もっとも、このような売買における瑕疵担保責任を介したアプローチには、商品の製造過程において被害 (人権侵害) を受けた者は親会社 (内国会社) と直接の売買契約の当事者関係にないのが通例であり、したがって、請求権者でもないことから直接的な保護を欠く決定的な弱点がある。

## (2) 非財務情報宣言のなかの人権宣言

また、CSR (会社の社会的責任) 指令<sup>58)</sup> に基づく人権宣言義務 (同指令19a条) にも間接的に行動抑制的効果があると指摘される<sup>59)</sup>。本規定は、もともと非財務情報宣言 (Nichtfinanzielle Erklärung) に係る義務を定めたも

---

281条 (給付が履行されなかったかまたは負担されたようには履行されなかったことに基づく給付に代わる損害賠償)、第283条 (給付義務の排除の場合における給付に代わる損害賠償)、および第311a条 (契約締結の場合における給付妨害) により損害を賠償すること、または第284条 (無駄になった出費の賠償) により無駄になった費用の賠償を求めること」。

57) ドイツ民法434条1項は、次のように規定する。すなわち、「物が危険移転の際に合意された性状を有するときは、その物には物の瑕疵はない。当該性状が合意されない限り、以下の場合はその物に物の瑕疵はない。

- 1 物が契約で前提とされた使用に適しているとき、
- 2 物が通常の使用に適し、かつ同種の物のもので通常であり、買主が物の種類に従って期待することができる性状を示すとき。

売主、製造者 (製造物責任法4条1項および2項) またはその補助者による公的表明により、とくに宣伝のなかで、または物の一定の特性に關して表記された場合において、買主が期待することができる特性についても前文2号の性状に属する。ただし、売主がその表明を知らず、かつ、それを知らなければならなかったとはいえないとき、その表明が契約締結の時点で同等の方法で訂正されていたとき、または、その表明が購入決定に影響を及ぼさなかったときは、この限りではない」。

58) Richtlinie 2014/95/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 22.10.2014 zur Änderung der Richtlinie 2013/34/EU im Hinblick auf die Angabe nichtfinanzieller und die Diversität betreffender Informationen durch bestimmte große Unternehmen und Gruppen, ABl. 2014 L 330/1 vom 15. 11. 2014.

59) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 518; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 410.

のであるが、近年ドイツでは当該指令を受け、国内法化<sup>60)</sup>を通じて、大企業の状況報告書の内容を非財務情報にまで拡大した(ドイツ商法289b条・315b条〔連結の場合〕<sup>61)</sup>)。これによれば、たとえば貸借対照表の額2,000万ユーロ、決算日前12か月の売上高4,000万ユーロおよび年間平均従業員数250名の各要件のうち、二つ以上の要件を超過する大規模企業(いわゆる資本金会社。ド商267条3項1文)や年間平均従業員数500名以上等の大規模企業は、非財務情報宣言のなかで人権侵害の回避に関する記載を含む人権の遵守について宣言しなければならない(ド商289c条2項4号)。この宣言は、内容的には「決算法改革(Revolution übers Bilanzrecht)」を意味するものであり<sup>62)</sup>、人権遵守または環境保護のような当該非財務情報の固有の目的によって、これまで取締役によって追求されてきた利益獲得という企業目標(株主価値アプローチ)を補充する。

このことから、取締役は今後は収益の獲得だけを指向するのではなく、経営上の裁量(ドイツ株式法93条1項2文参照<sup>63)</sup>)の範囲内で人権遵守のような非財務情報としての企業目的も考慮に入れなければならない。このことは、企業グループの親企業だけでなく当該グループに統合されたすべての子会社まで拡大される。ただし実際上は、CSR指令において人権遵守違反等の制裁を定めず、構成国の法に制裁をゆだねていること、また企業が人権遵守の宣言で掲げる「人権デュー・ディリジェンス」についても単なる努力義務(手段債務〔obligation de moyentosite〕)の意味での自主的な義務づけとして評

---

60) CSR指令の国内法化法については、Gesetzesentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der nichtfinanziellen Berichterstattung der Unternehmen in ihren Lage- und Konzernlageberichten (CSR-Richtlinie-Umsetzungsgesetz), BT-Drucks. 18/9982 vom 17.10.2016.

61) 以下、ドイツ商法を引用する場合は、「ド商」と略する場合がある。

62) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 518; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 410.

63) ドイツ株式法93条1項2文は、「取締役が企業家的決定(unternehmerischen Entscheidung [いわゆる経営判断])において、適切な情報に基づいて会社の福利のために行われたものと合理的に認めることができる場合には、義務違反はない」旨を定める(括弧内は筆者注)。なお、以下においてドイツ株式法を引用する場合は、「ド株」と略する場合がある。

価値を認められないことなどから<sup>64)</sup>、このような決算法改革は不十分である（色あせる）との指摘もある<sup>65)</sup>。

他方、ここで問題が具体化するのとは、とりわけ非財務情報宣言に瑕疵がある場合である。非財務情報宣言は「製造過程において児童労働は存在しない」というように、事実および知見の宣言（Tatsachen- und Wissenserklärung）<sup>66)</sup>として、人権保護の理念に係る現在の状態（Ist-Zustand）を内容とするものである。この事実の宣言が現実と合致しない場合に当該宣言に瑕疵があると解され、それゆえ、取締役がそのような瑕疵ある宣言を表明すれば当該取締役の義務違反を生じさせる<sup>67)</sup>。もっとも、努力義務に反して人権保護の理念を完全に実現できなかったとしても、必ずしもそれ自体（eo ipso）で取締役の注意義務違反が認められるわけではない<sup>68)</sup>。

### （3）人権コンプライアンス

最後に、人権コンプライアンスがあげられる。コンプライアンス自体はそもそもジューメンス対ノイビュルガー判決<sup>69)</sup>を発端とし、株式会社の指揮（ド株76条）に由来する取締役の遵法義務（Legalitätspflicht）（法律に対する誠実義務〔Pflicht zur Gesetzestreue〕）に基づき論じられてきたが、現在ではこの遵法義務も取締役の基本的義務（Kardinalpflichten）に属するものとして理解されている<sup>70)</sup>。この義務によれば、取締役はそれぞれ事前に適切かつ合理的な組織上の措置を通じて、従業員の法律違反を防止するよう追求しな

---

64) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 411.

65) Vgl. Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 518.

66) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 411-412.

67) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 412.

68) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 518.むしろ、取締役が個別事案において適切なこと（Angemessene）を行わなかった場合に限り、注意義務違反が認められるとする。

69) LG München I, Urteil vom 10.12.2013 – 5 HK O 1387/10, BB 2014, S. 850 = DB 2014, S. 766 = NZG 2014, S. 345 = ZIP 2014, S. 570. 本件の詳細については、丹羽はる香「ドイツにおける内部統制システム—早期警戒システムに関する裁判例を中心に」同志社法学67巻5号392頁以下（2015）があり、詳細な検討がなされている。

70) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 413; Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 519.

ければならず（従業員の遵法統制<sup>71)</sup>、たとえこの任務が他の者に委託されたとしても、委託者自身が義務的拘束を免れうるものではない。この場合、企業結合関係においても、親会社取締役は子会社に対して法的な影響力行使の可能性（指図権や議決権、人事権または下請け関係等の契約上の合意）を發揮し、必要な統制措置に配慮する義務を負い<sup>72)</sup>、またとりわけ海外での活動から予見可能な危険が生じる場合には厳格な注意義務基準が適用される。

この趣旨は、前掲の汚職事件であるジーマンス対ノイビュルガー事件において示唆されたところである。本件は簡潔に言えば、ナイジェリアの子会社における賄賂用口座での裏金（schwarzer Kassen）を防止できなかったことに基づき元財務担当取締役（Konzernfinanzvorstand）に対する会社（ジーマンス社）の損害賠償請求（ド株93条2項1文<sup>73)</sup>）が認められたものである。注目されるべき点は、海外での事業活動（たとえばナイジェリアのような腐敗しやすい国での事業活動）から特別な危険が発生する場合には、とくに厳格な注意義務が適用されるべきことが判示されたことである<sup>74)</sup>。すなわち、十分に機能を發揮する組織的措置としてのコンプライアンス体制が事前に構築されていた場合にはじめて、取締役は自己の注意義務違反の不存在を主張できるとされたのである<sup>75)</sup>。このことは、汚職の事案だけでなく、従業員による人権侵害の事案にも同様に妥当することからすれば、人権侵害の予防に対して事前に十分な組織的措置が講じられていなかった場合、取締役の注意義務違反が認められる余地を残すものと考えられる<sup>76)</sup>。しかしながら、このような（人権）コンプライアンス体制構築義務違反の法的効果としての取締

71) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 414.

72) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 519. ドイツのコーポレート・ガバナンス規準でも、その第4.1.3号において「取締役は、法律の規定および企業内部の方針を遵守するよう配慮しなければならず、かつそれらがコンツェルン企業によって遵守されることを目指すものとする（コンプライアンス）」と定められる。

73) ドイツ株式法93条2項1文は、「自己の義務に違反した取締役は、会社に対し連帯債務者として、これによって生じた損害を賠償する義務を負う」旨を定める。

74) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 519; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 416.

75) LG München I, a. a. O. (Fn. 69), NZG 2014, 347 ff.

76) Vgl. Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 416.

役に対する損害賠償請求権は「会社」に付与されるにすぎないことから（いわゆる内部責任〔Binnenhaftung〕）、直接に人権侵害を受けた被害者に損害賠償請求権（ド株93条2項）による救済が付与されるわけではないことは問題である<sup>77)</sup>。

#### （４） 不法行為に基づく法人格否認責任

他方、人権侵害の被害者に対し債権者としての地位が付与される二面的モデルがある。このモデルでは、まず、海外子会社における人権侵害に基づく損害賠償債務は当該子会社の背後に潜む親会社への法人格の否認<sup>78)</sup>によって、当該親会社にも負担させるべきではないかが議論される<sup>79)</sup>。この背景には、もともと法人格に基づく親会社の責任制限（親会社と海外子会社との責任の隔壁〔Haftungsschott〕）は、人権コンプライアンスの促進の観点からすれば、人権侵害との関係で設けられるべきではなく、グローバルな事業モデルを展開する親会社は人権に要する「コスト」を免れるべきではないとの価値判断がある<sup>80)</sup>。契約に基づく取引債権者の場合とは異なり、人権侵害の被害者（不法行為債権者）は、通常の場合、責任制限を享受する親会社と任意に対面できるわけではなく、また親会社の側でも会社財産が不十分な場合にリスクを子会社債権者に転嫁させることが可能になる。それゆえ、「便益を受ける者は、損害も負担しなければならない（Wer den Nutzen hat, muss auch den Schaden tragen）」という経済学の格言からしても、事業を行うことから生じる一切の経済的費用は最終的に事業者には負わされなければならない<sup>81)</sup>。

しかしながら、このような人権侵害に基づく損害賠償債務に係る法人格の

---

77) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 519-520; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 416-417.

78) ドイツにおける法人格否認（透視理論）の類型については、高橋英治『ドイツ会社法概説』（有斐閣・2012）323頁以下を参照。

79) Vgl. Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 522 f.; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 407 ff.; Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 394 f.

80) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 523.

81) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 408.

否認が、現行法上承認されているわけではない。会社（海外子会社）財産と社員（親会社）個人の財産は厳格に分離されるので（分離原則）、つまり、会社の債務については会社財産だけが債権者に対して責任を負うので（ド株1条1項2文、ドイツ有限会社法13条2項参照）、親会社（社員）については人権侵害に基づく損害賠償債務も含め、すべての会社債務に対して責任が制限されるのが原則である<sup>82)</sup>。他方、分離原則の例外が判例上認められることがあっても、それは、たとえば財産の混同や存立破壊責任（Existenzvernichtungshaftung）<sup>83)</sup>の場合のように狭い範囲にすぎず、必ずしもここに人権侵害に基づく損害賠償債務が含まれるものではない。したがって、一方では法人格否認の法理の導入が立法論的に検討される必要性も残されるが、たとえ立法論的解決を図っても、子会社に適用される会社法はドイツ法が前提になるため、海外で法人格を付与された（設立された）子会社の場合には妥当しないし、単なる下請け会社の場合にはいっそう妥当するものではない。後者の場合は、そもそも法人格を否認するための「橋渡し（Brücke）」になる社員権に基づく資本参加関係がないからである<sup>84)</sup>。

さらに、法人格の否認は、債務者である会社が経済的に破綻した場合、とくに倒産に陥った場合に支払能力を有する他の法主体への責任追及を可能にする点に存在理由（ratio）があるとされるが<sup>85)</sup>、人権侵害の事案に関しては必ずしもこの存在理由が個別事案において妥当するわけではない。このように、海外子会社の損害賠償債務に対する親会社の法人格否認責任につき、現

---

82) Vgl. Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 409.

83) ここでは深く立ち入らないが、存立破壊責任とは、親会社または主要株主の影響力行使によって子会社または従属会社が倒産した結果、子会社または従属会社の債権者の利益が侵害された場合において、当該債権者の保護のため、会社の存立を破壊するまでの侵害を行った親会社または主要株主に対し、有限責任を超えた責任を課す判例法理をいう（この法理の意義および変遷等については、神作裕之「ドイツにおける『会社の存立を破壊する侵害』の法理」黒沼悦郎＝藤田友敬〔編〕『江頭憲治郎先生還暦記念：企業法の理論（上巻）』（商事法務・2007）83頁、武田典浩「『会社の存立を破壊する侵害』法理の新動向』比較法雑誌43巻1号113頁（2009）、高橋・前掲注（78）326頁以下等を参照）。

84) Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 409.

85) Vgl. Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 409.

行法上人権侵害の問題に移譲するには困難が伴う。

#### (5) 不法行為に基づく組織構築責任 (Deliktsorganisationshaftung)

さらに、不法行為に基づく組織構築責任を主張する学説もある<sup>86)</sup>。この見解によれば、企業結合関係における上位会社としての親会社あるいは内国会社への直接的な組織構築責任の追及は、損害賠償義務を定める不法行為法の規定（ド民823条1項）を介して可能であると主張される。

すなわち、本条は「故意または過失によって他人の生命、身体、健康、[…] またはその他の権利を違法に侵害した者は、他人に対して、これによって生じた損害を賠償する義務を負う」旨を定め、一般的に生命等の侵害やその他の権利に包含される基本権としての一般的人格権および人権の侵害があれば、法益侵害が認められる<sup>87)</sup>。もっとも、本条は原則として加害者自身の違法行為だけを制裁するにすぎず、それゆえ、KiK社の事件のように第三国の下請け会社の不法行為に関して、ドイツの内国会社（KiK社）まで責任を負うのかは問題である。しかしながら、この場合に決定的なのは海外子会社を含め、下請け会社の選定・監督に関連する内国会社（または親会社）の具体的な不作為であり、これは、内国会社（親会社）が海外における原材料の獲得あるいは製品の製造に際して第一義的に危険の源泉を作り出したことに基づく<sup>88)</sup>。したがって、下請け会社（海外子会社）の活動に関連して内国会社（親会社）のいわゆる社会生活上の義務 (Verkehrspflicht)<sup>89)</sup> が根拠づけられれば、当該内国会社（親会社）も他人の加害行為を可能な限り回避するため、

---

86) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 520 ff.

87) Vgl. Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 521.

88) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 521.

89) ドイツ民法では、「他人に対する危険を創造し、あるいは維持する者は、危険を支配のもとに置き、可能な限り危険の現実化を防止するために、適切にして期待されるあらゆる措置を講じる義務を負う」が、この判例法理に基づく義務のことを、社会生活上の義務という（ドイチュ／アーレンス＝浦川道太郎〔訳〕『ドイツ不法行為法』(日本評論社・2008) 161頁)。この法理が展開することで、不法行為構成要件面での欠缺が相当程度補充されているといわれる（潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』(信山社・2009) 160頁脚注159を参照)。

事前の合理的措置（組織構築）を講じる必要が生じてくる。

一般に、海外子会社（下請け会社）に向けられた人権擁護に適合する法社会（Rechtsverkehr）の期待を正当化することは可能であることからすれば、前述の社会生活上の義務を課すために考慮されなければならないのは、以下の四つのガバナンスであるとされる<sup>90)</sup>。すなわち、①企業は、行動規範や宣伝メッセージ等での自主的な義務づけによって人権擁護の理念に適合した製造過程を公表する例が多いが、このような私的自治に基づく義務づけは不法行為法において一般的に承認される社会生活上の義務にまで昇華できること（私的自治に基づくガバナンス）、②社会生活上の期待（Verkehrserwartung）は、たとえばスイスにおける市民運動型の親会社責任追及キャンペーンや国連のラギー原則およびドイツ連邦政府の国別行動計画<sup>91)</sup>等のように、経済界での人権強化に係るさまざまな国際的イニシアティブによっても影響を受けやすいこと（国際的ガバナンス）、③CSR指令のように、EU法はますます人権尊重の理念に適合する企業組織に期待を寄せていること（EUにおけるガバナンス）、最後に④ドイツ会社法でも、ジーマンス対ノイビュルガー事件のように、判例上ますます内国会社のコンプライアンスを含む企業結合関係での遵法義務が確立されている結果、人権コンプライアンスについてもその道が開拓されていること（コーポレート・ガバナンス）、である。この四つのガバナンスに基づく理由づけによって、不法行為に基づく親会社（内国会社）の組織構築責任を問う可能性が開かれる。

---

90) 以下の四つの理由づけについては、Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 521-522.

91) わが国でも「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定が進められている（日本経済新聞2017年10月9日15面）。

## 四. ドイツの国内裁判所の国際管轄権と準拠法

### 1. ドイツの国内裁判所の国際管轄権

以上のように、海外で人権侵害を受けたドイツの親会社（内国会社）に損害賠償を請求する被害者にとって当該親会社（内国会社）への損害賠償請求が法的に困難であることは明らかであるが、さらに裁判所の側にとっても、国際管轄権の有無に関して問題になる<sup>92)</sup>。しかし、もともと企業が定款上の所在地（Satzungssitz）または主たる管理地（Verwaltungssitz）等が所在するドイツに住所を有する場合には、当該企業への国際管轄権はドイツの裁判所に付与されることはすでに自明であり（ブリュッセル Ia 規則 4 条 1 項・63 条 1 項<sup>93)</sup>）、その限りでは訴訟物である法益侵害がドイツの領土外で発生したことは重要でない<sup>94)</sup>。また、企業結合関係を前提として、子会社が EU 構成国に定款上の所在地等を有する場合、当該子会社の普通裁判籍は当該構成国において発生するのに対し、第三国に定款上の所在地等を有する子会社の場合には、普通裁判籍はその所在地国の法に従って確定されるのが原則である<sup>95)</sup>。それゆえ、子会社が企業結合関係に組み入れられた場合であっても、当該子会社の裁判籍は通常は自己の所在地にあるのであり、企業結合に組み入れられた会社の全部が親会社の所在地に裁判籍を有するわけではない<sup>96)</sup>。

---

92) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 523; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 391-392; Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 389-390.

93) ブリュッセル Ia 規則では、その 4 条 1 項において「本規則に別段の定めがある場合を除き、構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、その構成国の裁判所に訴えを提起することができる」旨が定められ、またその 63 条 1 項において「会社及び法人は、本規則の適用に関しては、(a)定款による本店所在地、(b)主たる管理地、または(c)主たる営業所が存する地にその住所を有する」旨が定められる（本規則の条文訳は、法務省大臣官房司法法制部〔編〕『欧州連合（EU）民事手続法』(法曹会・2015) 58頁、79頁による）。

94) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 523; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 392.

95) Wagner, a. a. O. (Fn. 5), S. 733.

96) Wagner, a. a. O. (Fn. 5), S. 733.

すなわち、ブリュッセル Ia 規則上、コンツェルン裁判籍 (Konzerngerichtsstand) のような観念は承認されておらず、多国籍型結合企業はあたかも唯一の企業であるかのように行動するという米国の「企業管轄 (enterprise jurisdiction)」のような観念が承認されているわけではない<sup>97)</sup>。

## 2. 準拠法の問題

### (1) 結果 (損害) 発生地 (Erfolgsort) への連結

次に、ドイツの裁判所が国際管轄権を有するとしても、引き続き人権侵害に対する損害賠償責任がどの国の法に従うのかという抵触法上の問題が生じる<sup>98)</sup>。しかしこの問題については、人権侵害は不法行為として評価されるのが通例であるので、この場合には行為地 (Handlungsort) に関係なく、結果発生地 (法益侵害の場所) の国の法が適用されなければならない (ローマ II 規則 4 条 1 項<sup>99)</sup>)<sup>100)</sup>。したがって、第三国で人権を侵害された被害者が訴えを提起するような場合には、海外である当該第三国の不法行為法が適用されるのが原則である。

### (2) 行為地への連結 (被害者決定権 [Bestimmungsrecht])

しかしながら、人権侵害の被害者救済のためには、第三国の法ではなく、ドイツ法の適用に実効性がある場合も考えられる。もともと結果発生地への連結は、被害者に対して「自身が信頼する法令」が適用されることで、加害

---

97) Wagner, a. a. O. (Fn. 5), S. 733.

98) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 523-524; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 392; Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 390.

99) Verordnung (EG) Nr. 864/2007 des Europäischen Parlaments und des Rates über das auf außervertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht („Rom II“) vom 11.7.2007, ABl EG Nr. L 199/40 vom 31.7.2007. 本規則 4 条 1 項では、「本規則に別段の定めがない限り、不法行為に基づく契約外の債務関係には、損害を発生させた事象または間接的な損害の結果がどの国で発生したかに関係なく、損害が発生した国の法が適用される」旨が定められる。

100) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 524; Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 393. それゆえ、被害者が行為地の法と結果発生地の法との間で選択権を有する、ドイツの民法施行法 (EGBGB) 40 条に定められた偏在主義 (Ubiquitätsprinzip) とは相違する。

者よりも有利な地位に立たせるため、ローマⅡ規則4条1項で認められたものといわれるが<sup>101)</sup>、他方、ドイツの裁判所での国際的なCSR訴訟等の場合には被害者の意思または利益がまさに行為地（ドイツ）の不法行為法の適用にある場合も考慮される。そのため、ローマⅡ規則4条1項の目的に反し、行為地への連結が可能かどうかの問題も生じるのである。この問題について主張されるのは、ドイツ法との「明らかに密接な関係」が存在する限りにおいて、例外条項（Ausweichklausel〔ローマⅡ規則4条3項<sup>102)</sup>〕を介して、ドイツ法の適用が可能であるという学説の見解である<sup>103)</sup>。ローマⅡ規則の検討理由第14号でも、この例外を抵触法上の個別事案の公正性と法的安定性との間での調整を図る目的をもって正当化されている。結果発生地の連結によって発生する第三国の法または事実関係の調査に多大なコストが生じることも、その正当化目的の一因になろう<sup>104)</sup>。それゆえ、この目的に基づき、人権侵害の被害者保護のため、当該例外条項をもって選択的に（被害者の決定によって）行為地に連結させ、保護の欠陥を補うことは可能であると指摘される<sup>105)</sup>。その反面、行為地への連結は行為者自身にとっても「定住する」

---

101) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 524; Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 391. さらに、Weller/Kaller/Schulz, a. a. O. (Fn. 5), S. 393によれば、「海外で犯された人権侵害の被害者が損害賠償の訴えを提起する場合、通常の場合、法益侵害は当地で（vor Ort）発生するので、当該外国の不法行為法が適用されることになる。しかし、このことは、被害者が法益侵害の時点でその適用範囲に含まれる国の法令が適用されることを信頼できる限りで正当である。もっとも、欧州の視点からみて、人権侵害に十分な制裁ができない第三国の法令が適用される場合は問題であり、この場合には被害者のために例外のための連結（Ausnahmeanknüpfung）が妥当するかどうかという問題が生じる」と主張される。

102) ローマⅡ規則4条3項は、「不法行為が第1項または第2項に掲げられた国とは別の国と明らかに密接な関係を示すことが、諸事情の全部から判明する場合には、この他国の法を適用することができる。他国との明らかに密接な関係は、とくに関係する不法行為と密接に関係する（契約と同様の）当事者間での既存の法律関係から生じうる」旨を定める。

103) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 524.

104) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 524.

105) Vgl. Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 524-525; Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 391. すなわち、ドイツの民法施行法40条を思想的に援用し、当事者自治に基づく決定権へと変質したところの優位性の比較（Günstigkeitsvergleich）を通じて、保護の欠陥を補うことは当然であると主張される。

本国（行為地）の法が適用されることへの利益があるほか、法廷地法（Lex fori）の適用から生じる訴訟費用がわずかで足りる利点もある<sup>106)</sup>。したがって、この見解によれば、親会社と海外子会社の間での隔地的不法行為（Distanzdelikten）の場合であっても、例外条項から被害者決定権の存在を推認でき、これに基づき被害者は結果発生地に代わる行為地の法を選択することができる<sup>107)</sup>。

## 五. 結びに代えて——ドイツ法の要約

以上のように、国境を越えて発生する海外子会社（下請け会社）の人権侵害に対する親会社（内国会社）の責任の有無に係る問題につき、ドイツの学説でも本格的な取組みがみられてきたことから、本稿はこのような企業の人権侵害に係る議論に取り組んだ。もともとイギリス、スイス、フランスのようなEU構成国において先行する議論が存在し、判例法理や立法によって解決が図られてきたが、他方、ドイツの場合はKiK社の事件を背景に、ビジネスに絡む超国家的な人権侵害の問題が顕在化したことで活発に議論された経緯がある。

そもそも人権の尊重に合致する措置は、世界人権宣言等のほか、ソフトロー的性質であるOECD行動指針やラギー原則等を通じて、国際法の観点からも企業に要求されていた。このことからすれば、従来、当該問題が必ずしも企業にまったく認識されていなかったわけではない。しかしながら、そうとはいえ、これらの規範の法的拘束力の欠如によって私人である企業の国際法違反に対する責任に限界があることも事実である。しかも、ドイツのKiK社の事件から明らかなように、多国籍企業の人権侵害リスクが最も顕在化するの海外であることも責任の成立を困難にする。それゆえ、第三国で現実に発生した人権侵害に対して親会社（内国会社）も責任を負う余地があるの

---

106) Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 525.

107) Vgl. Weller/Thomale, a. a. O. (Fn. 5), S. 525; Thomale/Hübner, a. a. O. (Fn. 5), S. 392.

か、もしその余地があるのであれば、どのような法的根拠を構築できるのかが問題になった。

この問題につき、ドイツの学説では私法上の一面的モデルと二面的モデルに分け（被害者に不法行為債権者としての地位が付与されるかの区分）、一面的モデルとしては、人権マーケティング、非財務情報宣言のなかの人権宣言、および人権コンプライアンスという三つの概念が取り上げられた。しかしいずれの理論構成も、人権侵害の被害者に対する直接的な保護を欠く側面がある点で問題がないわけではない。したがって、次の段階として、被害者の直接的な保護を図る二面的モデルが考慮されたが、このモデルでは、主として不法行為に基づく法人格否認責任と組織構築責任という二つの責任に基づき理論構成が図られてきた。もっとも、前者の法人格否認責任については、会社（海外子会社）財産と社員（親会社）個人の財産の厳格な分離（分離原則）やとりわけ下請け会社の場合には内国会社との資本参加関係の不存在から、法人格否認に基づき、海外子会社の人権侵害による損害賠償責任を親会社に負わせることは現行法上困難を伴うのが現状である。そのため、結果として不法行為法の一般規定（ド民823条1項）を介した組織構築責任に基づく責任追及が主張されることになった。これによれば、親会社（内国会社）が人権侵害という危険の源泉を作出したことを基礎に、親会社（内国会社）に対して他人への加害行為を可能な限り回避する社会生活上の義務を課し、当該義務に基づき、海外子会社（下請け会社）の選定・監督のための事前の組織構築義務を負わせる。この義務の違反によってドイツの親会社（内国会社）の責任追及の余地を認めるのである。その際、人権侵害の被害が海外（第三国）で発生したとしても、被害者は被害者決定権に基づく行為地（たとえばドイツ）への連結を通じて行為地法を選択できることから、人権侵害の被害者の救済にとって障害は生じない。現在のドイツの議論状況によれば、このように不法行為に基づく組織構築責任によって被害者の法的救済が根拠づけられるのが実状であろう<sup>108)</sup>。もっとも、企業の人権侵害を対象とした公

108) したがって、「はじめに」で述べたように、わが国でも海外にグループ会社を有する企業につ

表裁判例としては、現時点でいまだドルトムント地方裁判所における KiK 社事件しかなく、その発展については今後の学説における議論の進展、ならびに裁判実務における運用の蓄積を待たなければならない。

\*本研究は、平成30年度第1回「(一般財団法人)財団せせらぎ」による研究助成の成果である。本研究への助成に心から謝意を表します。

---

いて、当該グループの親会社取締役は人権の尊重および人権侵害防止のための人権リスク管理体制構築義務を負うものと解される。